

【1996年12月19日】医療保険制度改革について（試案）

与党医療保険制度改革協議会

医療保険制度改革について（試案）

（医療保険改革への取組み）

1. わが国の社会経済のあらゆる分野において、構造改革が求められており、社会保障制度もその例外ではない。

与党としては、先の国会で介護保険制度を提案し、引き続いて医療保険制度の構造改革に取り組むこととしている。

（過剰な医療費の削減）

2. わが国の医療保険制度は、高齢化に伴い医療費も増大していくが、国民の大幅な負担をできる限り避けるためには、過剰な医療費の削減にまず取り組むべきである。

薬価差の解消、薬価の適正化のための薬価基準制度の根本的な見直し

出来高払制に伴う医療費増大の見直し

などは早急に着手していく。

（医療保険制度の安定的運営）

3. 近年、経済の伸びの停滞と大幅な財政赤字の中で、急騰する医療費と経済との間に不均衡が生じており、高齢化の進行とともに医療保険制度の構造的な赤字の要因となっている。

政管健保は、平成5年度以降毎年赤字が発生し、平成9年度には7,800億円の赤字が見込まれている。

4. このままでは、医療費の支払いが不能になり、速やかに適切な措置を採らないと、医療保険制度そのものが崩壊しかねない。

このような危機的状況を回避するための措置を講じながら、医療保険制度の根本的な改革を進めていくことが必要である。

なお、政管健保の国庫負担の繰り延べ分については、できるだけ速やかに返済すべきである。

5. 平成9年度には、過剰な医療費の削減に取り組むとともに、現役世代とお年寄りの給付と負担のバランスの配慮を含めて、別紙のような内容の患者負担及び保険料負担の改定（82%を86%に）を実施する。

(開かれた国民的議論)

6. 医療保険改革の方向については、広く国民的立場から議論を進めていくことが大切である。与党としては「与党医療保険制度改革協議会」で国民の理解を得ながら、別紙の事項について開かれた議論を行い、改革の方向について1年以内に結論を出すこととする。
7. また、国会の審議の場で、国民の幅広い意見を十分に聞き、その声を国会審議に反映させるよう真剣に努力する。

患者負担の見直し

老人

入院	710 円 / 日	一日あたり定額負担	1,000 円 / 日
外来	1,020 円 / 月	一回あたり定額負担	500 円 / 回

* 額は医療費の伸びに応じてスライド

* 慢性的な症状で継続的に通院するものについては上限を設ける

被用者本人

1 割 2 割

薬剤

老人、被用者本人・家族、国保について外来薬剤 1 種類につき 1 日 15 円の負担

* 市販薬類似薬品については、その取り扱いについて別途検討

* 食事代については、在宅患者とのバランスを配慮し、自己負担の適正化を図る

* 高額療養費の限度額については、制度導入後実効給付率を配慮し適正化を図る

< 与党医療保険制度改革協議会での検討事項 >

医療保険制度の維持のために、必要最小限度の患者負担及び保険料率の引き上げがやむを得ないのであれば、医療機関における内部努力によって経費の削減を同時に行わなければならない。そのために、診療報酬の見直し、薬価基準の見直しを含む医療保険制度の抜本的改革について、平成 9 年度内を目途に検討作業を進める。

平成 9 年 3 月までの間に与党医療保険制度改革協議会において、以下の点について協議する。

1. 健康な老後を過ごすため、早期発見、早期受診を促すプライマリーケアの促進を図る。
このためかかりつけ医機能を促進する地域医療支援病院の制度化を図る。
2. 老人保健制度のあり方を見直す。
3. 国民が適切な医療を受けられるよう、医療に関する情報の提供や相談の体制を計画的に整備する。あわせて適切な医療機関を選べるよう、第三者機関による病院機能の評価システムを拡充する。
4. 出来高払い制に伴う医療費の増大を医療機関の内部努力により抑制し、経費削減の方針を明示する。そのことによって、医療費の総枠を設けることなども検討する。
5. 過剰な医療費の削減を図るために、出来高払い方式の診療報酬の見直しに着手する。
このための準備として、入院医療費について国立病院や公的病院等において定額払い方式を試行する。
6. 個々の入院患者に対する診療計画の策定等を通じた入院期間の短縮を図る。
7. 多額の薬価差の解消及び諸外国に比べて高い薬価の是正のため、薬価基準の合理化を実施する。
8. 必要な数を上回る病床数の適正化を計画的に進めるためのタイムスケジュールをたてる。
9. 老人の低所得者の入院医療費の一部負担のあり方について配慮する。外来については、医師の指示によりリハビリテーション等、月に相当回数通う必要のある患者については、過重な負担とならないよう配慮する。
10. 国民に医療保険制度改革について、周知徹底するための努力を行う。